

再犯防止等の推進に関する法律に基づく推進計画の策定に係る方向性について

1. これまでの経緯

(1) 国（法律を制定。地方への努力義務を規定）

日本の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人数に占める再犯者の比率は上昇傾向にあったことから、再犯防止対策の必要性和重要性が改めて認識され、平成 28 年 12 月に「再犯防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体には、それぞれ再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。平成 29 年 12 月には国の「再犯防止推進計画」が策定されました。

(2) 神奈川県（県再犯防止推進計画の策定）

国の動向を踏まえ、令和元年度に「神奈川県再犯防止推進計画」が策定されました。

[県再犯防止推進計画の概要]

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③非行の防止等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(3) 横須賀市

平成 30 年度策定の横須賀市地域福祉計画に「犯罪をした人等に対する社会復帰支援」という一項目を盛り込みました。地域福祉計画では「関係団体と連携し、地域での生活を可能にするための必要な支援を検討します」としたことから、令和元年度に「再犯防止対策連絡会議」を設置し、各機関同士の顔の見える関係の構築、意見交換などを行っています。

2. 県内の再犯防止推進計画策定状況（令和 3 年 10 月 1 日現在）

「再犯防止推進計画」策定済み・・・2 市（横浜・川崎）

地域福祉計画に包含で策定済み・・・7 市町（相模原・鎌倉・藤沢・厚木・座間・南足柄・開成）

3. 本市の再犯防止推進計画の考え方

現行の地域福祉計画にある記載について、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）の計画改定の際に、もう少し厚みのある記載を行うとともに、再犯防止推進法第 8 条第 1 項にいう地方計画である旨の明記を行いたいと考えています。（法務省「地方再犯防止推進計画策定の手引き」に記されている）